

宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務 特記仕様書

1. 目的

本業務は、市道宝山寺駅前線（以下、「駅前線」）及び市道宝山寺参詣線支線 8 号（以下、「支線 8 号」）を対象に行う。駅前線は、生駒ケーブルの宝山寺駅から宝山寺参道へと続いているが、現在はアスファルト舗装が老朽化し、歴史ある参道へつながっていることの趣きを感じることができない状態である。また、支線 8 号は、沿道に旅館や神具店といった参道らしさを感じさせる雰囲気がある一方で、コンクリート舗装がひび割れているなど、周辺景観と調和ができていない。これら 2 つの路線について、歴史及び文化的な背景、沿道土地利用、沿道景観、整備された宝山寺参道の石段等を踏まえ、修景整備（景観製品、道路構造の計画を含む）に関する次年度以降の詳細設計に向けた各種検討を行うものである。

なお、駅前線へ続く道路は、いずれも車両の進入ができない階段形状となっている。駅前線の修景整備にあたっては工事車両の搬入を可能とするため、支線 8 号の道路構造の変更を含め検討を行うものである。

※別紙に示す測量範囲については、本市が今年度実施している測量業務の対象区域であり、当該測量成果を本業務に活用できるものとする。

2. 実施条件

1. 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和 2 年 10 月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

2. 業務名等

- (1) 業務名 宝山寺駅前線等の道路修景整備設計（予備）業務
- (2) 業務場所 生駒市 門前町 地内（別紙のとおり）
- (3) 成果品

業務報告書・照査報告書	1 式
同上各種電子データ	1 式
その他必要な資料	1 式

3. 業務期間

令和 9 年 3 月 15 日まで

3. 業務内容

業務の進捗に応じて、新たに必要となる検討項目については、発注者と受注者との協議のうえ変更できるものとする。

(1) 現地踏査

駅前線及び支線 8 号の現地踏査を行い、既存の構造物、建物との構造上の関係性や官民境界、現況の用排水系統、道路状況、地下埋設物、沿道の生活環境等を調査、把握し、設計、工事にあた

って配慮すべき事項も含めて整理する。特に支線 8 号については、車両の進入を想定して道路形状や勾配を変更する場合に発生する隣接する民有地の建築物や工作物への影響の検討が必要になることから、そのことを踏まえた調査となるようにすること。

なお、必要となる資料は発注者からの提供を主とするが、情報が不足する事項に関しては対応方針を発注者と協議のうえ整理することとする。

(2) 駅前線に係る修景整備の検討

2-1 修景整備手法等の検討

測量成果及び現地踏査の結果を用い、駅前線について、来訪者を迎えるような宝山寺まで続く道としてふさわしい修景整備（景観製品の計画を含む）に関する比較検討を行う。

比較に際して、駅前線の修景整備方針の観点をもって検討を行うこととする。また、比較検討案は 2 案以上を作成するものとして、各案について経済性や整備効果、詳細設計及び工事を行うにあたって配慮すべき事項等のとりまとめ、比較を行うものとする。

なお、本検討は今後予定している詳細設計及び工事のための与件となるものではあるが、その工事の経済性や施工性に対して本受託者が責任を負うものではなく、予備設計の範疇における実現可能性及び整備方針を検討することを目的とする。

2-2 設計図作成

上記の検討結果をもとに、予備設計の対象となる案を発注者と協議の上決定し、図面を作成する。図面は以下の内容を必須として、その他必要な図面については発注者と協議の上決定することとする。仮設計画図は参考図扱いとするが、上記比較検討にて一定の実現性を考慮した内容とすることとする。

- ・道路計画平面図
- ・街築平面図
- ・排水計画平面図
- ・縦断図
- ・標準断面図
- ・舗装計画平面図
- ・（支線 8 号のみ）仮設計画図（参考）

2-3 協議資料作成

調査職員を交えた設計協議、支障物件の移設検討、沿道各戸、地元との協議等に係る必要な資料の作成を行うものとする。なお、これらの協議についての手法や時期についても提案を行うこと。

(3) 支線 8 号に係る修景整備等の検討

3-1 修景整備手法、アクセス性等の検討

駅前線の修景整備及び周辺の景観と照らして調和のとれた修景整備（景観製品の計画を含む）に関する比較検討を行う。

比較に際して、①当該地への工事車両の搬入を想定した支線 8 号の仮設計画、②駅前線の修景整備事業の完了後、宝山寺参道に接続する通りとしての支線 8 号の在り方（仮設から本設への復旧方針を含む）の観点をもって検討を行うこととする。また、比較検討案は 2 案以上を作成するものとして、各案について経済性や整備効果、詳細設計及び工事を行うにあたって配慮すべき事項等のとりまとめ、比較を行うものとする。

なお、本検討は今後予定している詳細設計及び工事のための与件となるものではあるが、その工事の経済性や施工性に対して本受託者が責任を負うものではなく、予備設計の範疇における実現可能性及び整備方針を検討することを目的とする。

3-2 設計図作成

上記の検討結果をもとに、予備設計の対象となる案を発注者と協議の上決定し、図面を作成する。図面は以下の内容を必須として、その他必要な図面については発注者と協議の上決定することとする。仮設計画図は参考図扱いとするが、上記比較検討にて一定の実現性を考慮した内容とすることとする。

- ・道路計画平面図
- ・街築平面図
- ・排水計画平面図
- ・縦断図
- ・標準断面図
- ・舗装計画平面図
- ・（支線 8 号のみ）仮設計画図（参考）

3-3 協議資料作成

調査職員を交えた設計協議、支障物件の移設検討、沿道各戸、地元との協議等に係る必要な資料の作成を行う。なお、これらの協議についての手法や時期についても提案を行うこと。

（4）概算工事費算出

本事業における概算工事費の算出を行う。工事費算出のための数量は設計図に基づく概算数量調書にて計上することとして、数量計算書の作成は不要とする。また、工事費算出のための材工単価の根拠については、業務着手後に発注者と協議のうえ決定することとするが、複数業者に対する見積徴収等は含めないものとする。

（5）打合せ協議等

業務期間中 5 回程度、対面にて調査職員を交えた打合せ協議を行う。なお、実施回数は現時点で想定しているものであり、受託者の提案や検討の進捗に応じて、発注者と協議の上、調整するものとする。

(6) 報告書作成

本業務の検討成果を各項目別にとりまとめるとともに、次年度以降に実施予定の詳細設計にあたっての課題や検討事項を整理する。

4. 技術者の配置について

本業務において下記のとおり技術者を定めること。

(1) 管理技術者

「道路」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)又は RCCM(道路)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)とする。

(2) 照査技術者

次に掲げるいずれかに該当する者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)とする。

- ・「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・「道路」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・「造園」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)
- ・RCCM(都市計画および地方計画)の資格取得者
- ・RCCM(道路)の資格取得者
- ・RCCM(造園)の資格取得者

なお、管理技術者と兼任しての配置は不可とする。

(3) 担当技術者

「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)又は RCCM(都市及び地方計画)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を1名以上配置すること。

なお、管理技術者又は照査技術者がこれらの資格取得者である場合は、配置を省略することができる。

5. その他

● 疑義

本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

● 土地の立ち入り等

本業務を実施するにあたり現地に立ち入る場合は、発注者と協議の上、関係者への周知等を行うこととする。

受注者が第三者の土地に立ち入った際に生じる踏み荒らし、地物の破損、もしくは使用困難をきたしたのものについては、関係者および発注者に内容を報告し、その都度速やかに受注者の責任において現状復旧または補償を行うこと。

● 貸与品の取扱い

受注者は、発注者から貸与された本業務に必要な資料を目的以外に一切使用してはならず、破損・紛失等のないよう取扱いには十分注意すること。万一、紛失、破損等が発生した場合には速やかに発注者に報告し、受注者の責務と費用負担により修復を要する。なお、資料については、作業終了後に速やかに返却するものとする。

- 関係官庁等の交渉

本業務について関係官公庁と交渉を要する時、又は交渉を行った時は、遅滞なくその内容を発注者に通知し指示を受けるものとする。

- 打合せ・協議議事録

打合せは、原則として受注者の責任において議事録をとり、「業務記録打合せ簿」を作成し発注者の承認を得るものとする。

- 設計変更

業務の内容に変更が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ設計変更の対象とする。

- 履行期限

本業務の履行期限は契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。

- 準拠する法令等

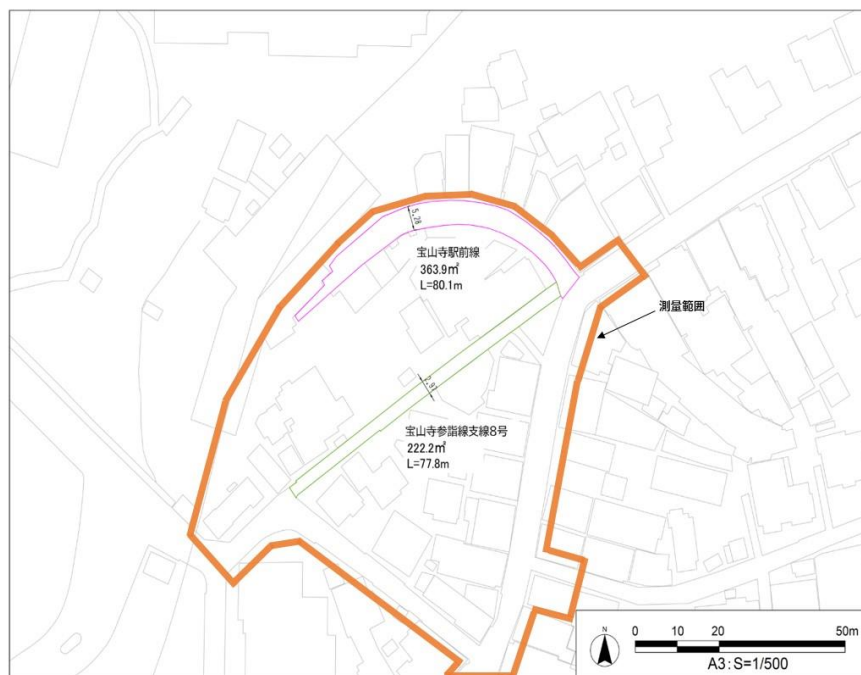
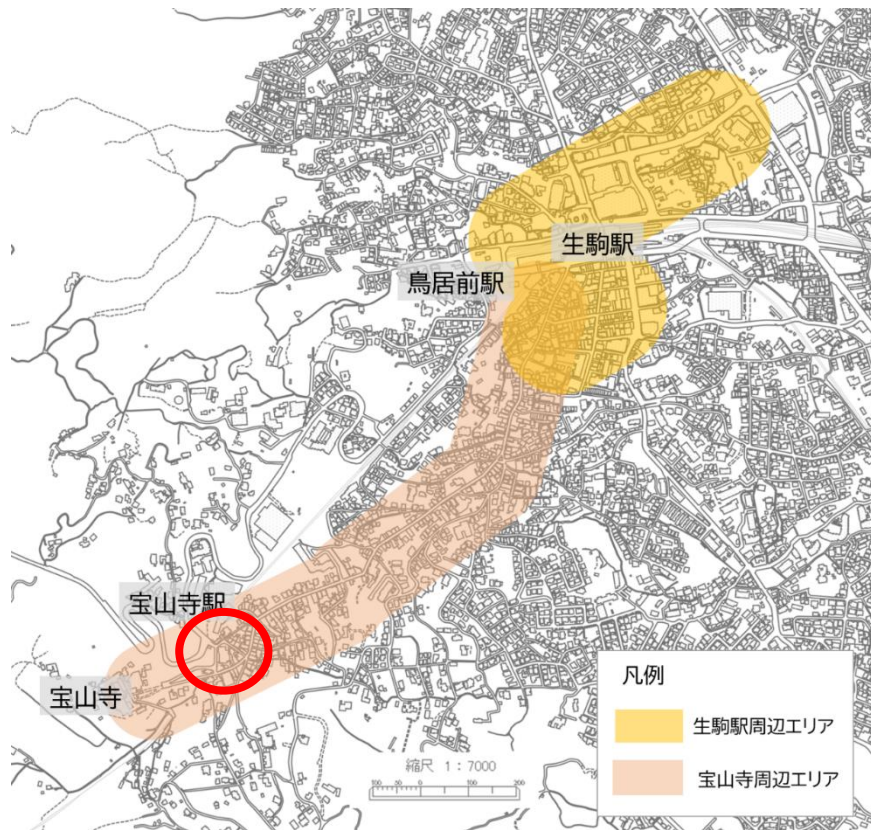
本業務を実施するにあたり、下記の関係法令や計画等に準拠すること。

なお、この事業は、令和 8 年度地域未来交付金（地域未来推進型）（インフラ整備事業）の対象事業である。

- ① 生駒市景観計画
- ② 生駒駅南口参道周辺街なみ環境整備事業
- ③ 生駒市個人情報保護条例
- ④ 生駒市会計規則
- ⑤ 道路構造令の解説と運用 日本道路協会 令和 3 年 3 月
- ⑥ 生駒市市道の構造の技術的基準等を定める条例
- ⑦ 道路橋示方書・同解説 I ～ V 日本道路協会 令和 7 年 10 月
- ⑧ その他関係法令、政令、省令、基準、計画等

以上

(別紙)



※ 宝山寺駅前線は、一部駅構内が含まれます。

業務範囲図（上：位置図、下：対象路線）